



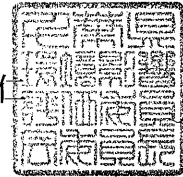
環 第 6 8 2 号

令和3年3月19日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

千葉県環境影響評価委員会

委員長 村 上 和 仁



第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係る環境影響評価方法書
について（答申）

令和2年11月10日付け環第415号で諮問のあったこのことについては、
別添のとおり答申する。

第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係る環境影響評価方法書に
対する意見（答申）

千葉県環境影響評価委員会は、第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係る環境影響評価方法書について、当該事業の内容及び周辺地域の状況等を踏まえ、専門的な見地から慎重に検討を行った。

本事業は、現在、木更津市内で実施されている木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市の4市による君津地域広域廃棄物処理事業（以下「第1期事業」という。）が、令和8年度に事業終了を迎えるに当たり、新たに鴨川市、南房総市及び鋸南町の2市1町の事業参加を受け、7自治体及び民間企業4社により設立された株式会社上総安房クリーンシステムが行うものである。新設する施設は、1日当たりの処理能力が486トン（162トン×3炉）のシャフト炉式の廃棄物熔融施設等であり、ごみ焼却場としては県内有数の規模となる計画である。また、処理対象となる廃棄物は、県南の広範な地域から車両により収集・運搬され、併せて、中間処理施設や運搬ルートの新設が予定されている。

対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）は、京葉臨海部の工業専用地域に位置し、周辺には火力発電所、製鉄所、最終処分場等が立地している。一方、南東約1.3キロメートルには様々なスポーツや憩いの場として利用されている都市公園が存在し、その背後地には住宅街やショッピングセンター等が立地していることから、大気質や悪臭等について生活環境への十分な配慮が必要である。

事業区域内では、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物による土壤汚染が確認され、汚染の拡散防止に十分留意する必要がある。また、事業区域及びその周辺で事前に実施された現地調査では、環境省レッドリスト等に掲載されている植物、動物及び海洋生物の生育・生息が確認され、それらの保全に十分配慮し、適切な措置を講ずることが必要である。

ついては、これらの事業特性及び地域特性を踏まえ、下記の事項について所要の措置を講ずることにより、本事業による環境影響をできる限り回避又は低減するとともに、環境影響評価を適切に実施する必要がある。

記

1 事業計画

- (1) 煙突高さについて、建築物等設置に係る法的な制限の有無も考慮し、近年、県内又はその周辺地域に設置された同規模程度の処理能力を有する類似施設との比較を行った上で、設定根拠を明らかにすること。また、ダウンウォッシュ発生時等の特殊気象条件下における大気質等への影響をできる限り回避又は低減する観点から、必要な検証を行うこと。
- (2) 今般、国は脱炭素社会の実現に向けて取り組むことを示し、県においても、当該目標達成のため、県民、事業者及び市町村と協力して、一層の地球温暖化対策を推進するとしていることを踏まえ、バイオマス利用により更なるコークス使用量の削減を図るなど、二酸化炭素の排出量をできる限り低減すること。
- (3) 計画ごみ質について、設定根拠の具体的な内容を明らかにし、その妥当性を検証すること。
- (4) ガス化熔融炉から発生する熱分解ガス等について、事故又は災害等の不測の事態が発生し、燃焼室が停止した場合における処理方法を明らかにすること。

2 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(1) 全般

ア 「千葉県環境影響評価条例に基づく対象事業等に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針を定める規則」(以下「技術指針」という。)に基づき、環境影響評価の項目を適切に選定すること。また、技術指針第4条第1項の規定による参考項目のうち選定しない項目は、同条第5項各号により「環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合」等とされていることを踏まえ、改めて選定の必要性を検討するとともに、選定しない場合は客観的な理由を示すこと。

イ 技術指針及び「千葉県環境影響評価技術細目」（以下「技術細目」という。）に基づく適切な手法により、調査、予測及び評価等を行うこと。

ウ 選定する環境影響評価の項目に係る調査について、技術細目で対象とされている「社会環境」等に関する情報や、「文献その他の資料」により得られる情報等は、該当のない場合を除き、各項目とも全て網羅すること。

（２）大気質

ア 施設の稼働に係る大気質調査地点について、最寄りの気象観測所では秋季から冬季にかけて北～北東の風が卓越していることから、事業区域の南～南西方向の適切な位置に追加すること。

イ 施設の稼働に係る長期平均濃度予測について、煙源条件として平均的なごみ質（基準ごみ）の処理時における排出諸元を用いているが、ごみ質や排出ガス量の変動等を考慮し、有効煙突高が高くなる場合及び低くなる場合の予測及び評価も併せて行うこと。

ウ 施設の稼働に係る短期高濃度予測について、事業区域は臨海部に存在することから、内部境界層発達によるフュミゲーション発生時についても対象とすること。また、予測条件ごとに、高濃度となる気象条件及び煙源条件等を明らかにするとともに、その根拠を具体的に示すこと。

エ 沿道大気質の調査地点について、一般環境大気測定局（君津人見測定局）とするとされているが、当該測定局は、予測及び評価の対象となる車両の走行ルートから２００メートル程度離れており、当該沿道大気質の状況を把握するための地点としては適当でないことから、別途適切な地点を選定の上、必要な調査を行うこと。

オ 施設の稼働に係る光化学オキシダントについて、原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）の発生が極めて少ない等の理由により、項目として選定しないとされているが、事業区域は、VOCの発生源が集中する京葉臨海地域に位置すること及び事業実施により窒素酸化物を排出することを考慮し、今後、予測技術等に進展があった場合には、必要な調査、予測及び評価を行うこと。

（３）水質

ア 水質及び流況等の現地調査について、技術細目に定められた調査期間及び頻度と異なることから、特性を把握できるとする根拠及びその妥当性を明らかにすること。

イ 予測について、定性的に行うとされているが、技術細目に基づき、数理モデルによる数値計算等の適切な手法により行うこと。

（４）騒音及び超低周波音並びに振動

ア 施設の稼働に係る調査地点について、調査地域内に工場等があることから、技術細目に基づき、特定の発生源による影響を受けず、かつ、調査地域の代表的な騒音等の状況を的確に把握できる地点及び当該工場等による影響を特定できる地点を選定すること。

イ 施設の稼働に係る騒音の調査期間について、平日の１日とされているが、技術細目を踏まえ、設定根拠及びその妥当性を明らかにすること。

ウ 施設の稼働に係る超低周波音の調査地域について、騒音と同様に事業区域から概ね１００メートルまでの範囲とするとされているが、一般に超低周波音は距離減衰が小さく、騒音よりも遠距離まで伝搬することを考慮し、改めて適切に設定すること。また、予測及び評価については、技術細目に基づく手法により、定量的かつ客観的に行うこと。

エ 道路交通騒音及び道路交通振動の調査地点及び予測地点について、車両の走行ルートを対象に代表的な地点の道路端を選定するとされているが、技術細目に基づき、近傍民家のほか、周辺に学校、病院又は社会福祉施設等が存在する場合は、当該施設等についても選定すること。また、調査期間について、平日の1日とされているが、車両は休日にも走行するとされていることから、休日を含めることとし、予測及び評価について、道路交通騒音防止対策、交通条件、道路構造等が異なる区間ごとに予測断面を設定して行うこと。

(5) 悪臭

ア 悪臭調査地点について、最寄りの気象観測所では秋季から冬季にかけて北～北東の風が卓越していることから、事業区域の南～南西方向の適切な位置に追加すること。また、技術細目に基づき、本事業による影響が最も大きく出現しやすい地点、周辺における既存の発生源からの直接的な影響を受けない地点及び当該発生源からの影響を把握できる地点を選定すること。

イ 悪臭の状況の調査期間について、技術細目に基づき、短時間における濃度が問題となりやすい時期（時間帯）とすること。

ウ 煙突排出ガスの予測について、事業区域は臨海部に存在することから、内部境界層発達によるフュミゲーション発生時についても対象とすること。また、予測条件ごとに、高濃度となる気象条件及び煙源条件等を明らかにするとともに、その根拠を具体的に示すこと。

エ 休炉時において、ごみピット内の臭気が外部に拡散しないよう脱臭装置を用いるとされているが、定常状態とは悪臭の処理方法が異なるため、併せて予測及び評価を行うこと。

(6) 土壌

調査すべき情報について、技術細目に基づき、発生源の状況、地下資源の利用状況及び気象の状況を追加すること。また、予測結果の整理について、事業計画に基づく環境保全対策の内容、事例の引用を踏まえ行くとされているが、技術細目に基づき、統計処理及び解析についても実施することにより、汚染物質ごとに適切に評価できる形に整理すること。

(7) 植物、動物、生態系及び海洋生物

既に実施した現地調査で重要な種等が確認されたものの、今後、必要な現地調査及び環境保全対策を実施する予定とし、環境影響評価の項目には選定しないとされているが、各項目とも技術指針第4条第5項各号のいずれかに該当するとは認められないことから、環境影響評価の項目として選定すること。

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場

特定の時間に廃棄物運搬車両を集中させない等の理由から環境影響評価の項目に選定しないとされているが、本事業においても第1期事業と同様に車両の走行が午前に集中する場合は、改めて選定の必要性を検討すること。

3 その他

(1) 新設される中間処理施設や運搬経路についても、騒音や悪臭等に関し、その周辺地域における生活環境に十分配慮すること。

(2) 事業実施に伴う周辺環境への影響について、地域住民等に対し、視覚的に分かりやすい資料を作成するとともに、その内容について丁寧に説明すること。

以上

【参考】 審議経過

令和2年11月10日 諮問

令和2年11月20日 現地調査

令和2年12月18日 審議

令和3年 2月26日 審議

令和3年 3月19日 答申案審議